



2018年

5月号

一般社団法人

# 東京都個人タクシー協会

## 会報

乗って安心個人タクシー

### 第40回 理事会の焦点

## 自らの健康と仕事を 守るために

開催日時 4月12日(木) 午後1時

場 所 日個連会館

#### 決議事項

- ① 平成30年度事業計画(案)承認の件
- ② 平成30年度収支予算(案)承認の件
- ③ 会員の処分等に関する規則一部改定(案)承認の件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について以下のような話がありました。

#### 健康診断の義務化について

3月20日に行われた全個協理事会にて、国交省から健康診断受診について説明を受けました。その中で「旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め」(運輸規則第21条第5項という文章の中の、当該乗務員に個人タクシー事業者が含まれるという)ことが明確化されました。これにより11項目の健康診断を年に1回(夜22時



から翌5時までの業務を週1回又は月4回以上行う特定業務従事者は、6カ月に1回の年2回(受診することが義務化されました。

年2回の健康診断の中で省略基準がある検査項目への対応や、団体によつては健康診断の助成金等を今後どうするかという様々な問題もあるかと思いますが、個人事業主として、自分の健康を自分で管理することは当然のことだという意識のもと、今後の健康診断の受診徹底をお願いします。

#### 運転免許返納者割引導入について

3月29日付けで関東運輸局より「運転免許証返納者に対する一般乗用旅客自動車運送事業の運賃割引等について」という通達がありました。高齢運転者による死亡事故等の発生が社会問題となっており、その対策として、高齢者の移動手段の確保のために、運転免許証返納者についても身体障害者等を対象とした各種運賃割引と同様の取り扱いを検討して欲しいというものです。

運転免許返納者割引については、前回の理事会で既に導入について決めていたところですが、この通達も踏まえ、改めて個人タクシーの利便性向上や活性化策の一つとして、ぜひ事業者全員にご協力いただきました。

いと思っています。

導入のための申請書は6月から各団体に配る予定です。各団体に約2カ月で取りまとめていただき、提出して下さいよう、お願いします。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。



#### 都内個人タクシー現況(平成30年4月1日現在)

許可事業者数 12,874名(前月比 -50名)  
(特別区、武三12,457名 北多摩157名 南多摩260名)

傘下事業者数 12,588名(前月比 -88名)  
(特別区、武三12,175名 北多摩154名 南多摩259名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

平成30年度収支予算書

平成30年5月1日から平成31年4月30日まで  
(単位:円)

| 科 目           | 当年度          | 前年度          | 増減           |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| I 一般正味財産増減の部  |              |              |              |
| 1. 経常増減の部     |              |              |              |
| (1) 経常収益      |              |              |              |
| 受取登録料         | 300,000      | 300,000      | 0            |
| 受取登録料         | 300,000      | 300,000      | 0            |
| 受取会費          | 261,365,000  | 272,165,000  | △ 10,800,000 |
| 会員受取会費        | 137,945,000  | 143,645,000  | △ 5,700,000  |
| 上部団体受取会費      | 123,420,000  | 128,520,000  | △ 5,100,000  |
| 事業収益          | 6,148,800    | 6,463,200    | △ 314,400    |
| 研修事業収益        | 5,124,000    | 5,386,000    | △ 262,000    |
| 代行事業収益        | 1,024,800    | 1,077,200    | △ 52,400     |
| 雑収益           | 655,000      | 811,000      | △ 156,000    |
| 雑収益           | 655,000      | 811,000      | △ 156,000    |
| 経常収益計         | 268,468,800  | 279,739,200  | △ 11,270,400 |
| (2) 経常費用      |              |              |              |
| 役員報酬          | 10,236,000   | 10,236,000   | 0            |
| 給料手当          | 53,276,000   | 52,098,000   | 1,178,000    |
| 役員退職給付費用      | 833,000      | 1,667,000    | △ 834,000    |
| 退職給付費用        | 3,123,000    | 3,238,000    | △ 115,000    |
| 法定福利費         | 9,500,000    | 9,394,000    | 106,000      |
| 福利厚生費         | 600,000      | 600,000      | 0            |
| 会議費           | 10,192,000   | 10,281,000   | △ 89,000     |
| 旅費交通費         | 22,323,000   | 22,856,400   | △ 533,400    |
| 通信運搬費         | 3,134,000    | 3,196,400    | △ 62,400     |
| 減価償却費         | 2,397,000    | 1,961,000    | 436,000      |
| 報奨費           | 1,000,000    | 1,000,000    | 0            |
| 什器備品費         | 200,000      | 200,000      | 0            |
| 消耗品費          | 1,100,000    | 1,100,000    | 0            |
| 会場費           | 3,407,000    | 4,752,500    | △ 1,345,500  |
| 委託費           | 3,494,000    | 3,494,000    | 0            |
| 修繕費           | 50,000       | 50,000       | 0            |
| 印刷製本費         | 14,591,000   | 16,201,000   | △ 1,610,000  |
| 賃借料           | 8,370,000    | 8,370,000    | 0            |
| 清掃費           | 180,000      | 180,000      | 0            |
| 光熱水料費         | 530,000      | 530,000      | 0            |
| リース料          | 626,000      | 626,000      | 0            |
| ソフト費          | 700,000      | 700,000      | 0            |
| 表彰費           | 952,000      | 1,272,000    | △ 320,000    |
| 共済給付金         | 10,000,000   | 10,000,000   | 0            |
| 花輪代           | 1,500,000    | 1,500,000    | 0            |
| 対外活動費         | 200,000      | 200,000      | 0            |
| 広告宣伝費         | 539,000      | 1,831,000    | △ 1,292,000  |
| 新聞図書費         | 561,000      | 561,000      | 0            |
| 諸負担金          | 520,000      | 520,000      | 0            |
| 顧問料           | 540,000      | 540,000      | 0            |
| 慶弔費           | 100,000      | 100,000      | 0            |
| 交通支援賛助金       | 200,000      | 200,000      | 0            |
| 租税公課          | 20,000       | 20,000       | 0            |
| 上部団体会費        | 123,420,000  | 128,520,000  | △ 5,100,000  |
| 雑費            | 100,000      | 100,000      | 0            |
| 経常費用計         | 288,514,000  | 298,095,300  | △ 9,581,300  |
| 当期経常増減額       | △ 20,045,200 | △ 18,356,100 | △ 1,689,100  |
| 2. 経常外増減の部    |              |              |              |
| (1) 経常外収益     |              |              |              |
| 経常外収益計        | 0            | 0            | 0            |
| (2) 経常外費用     |              |              |              |
| 経常外費用計        | 0            | 0            | 0            |
| 当期経常外増減額      | 0            | 0            | 0            |
| 法人税等          | 70,000       | 70,000       | 0            |
| 当期一般正味財産増減額   | △ 20,115,200 | △ 18,426,100 | △ 1,689,100  |
| 一般正味財産期首残高    | 0            | 0            | 0            |
| 一般正味財産期末残高    | △ 20,115,200 | △ 18,426,100 | △ 1,689,100  |
| II 指定正味財産増減の部 |              |              |              |
| 当期指定正味財産増減額   | 0            | 0            | 0            |
| 指定正味財産期首残高    | 0            | 0            | 0            |
| 指定正味財産期末残高    | 0            | 0            | 0            |
| III 正味財産期末残高  | △ 20,115,200 | △ 18,426,100 | △ 1,689,100  |

利用者利便と事業者支援のための活性化策

平成30年度事業計画（一部抜粋）

平成30年度の事業計画は、分類された5つの事業（安全事業、サービス向上事業、共済事業、事務代行事業、その他諸政策）を柱とし、個人タクシーの活性化の実現を目指すものとなります。

I. 安全輸送を確保するために必要な事業

「事業用自動車総合安全プラン2020」の輸送の安全確保の取り組みや、ドライブレコーダーの全車装着に向け更なる普及促進と映像の活用、さらに「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」の確実な実行（所属団体における小グループ講習

等の実施、運転免許証等の有効期間切れ防止の確認作業の徹底等）等。

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について

事前試験制度及び試験回数増回の積極的有効活用及び処分状況等の情報提供。

2. 利用者へのサービス向上対策について

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に日本を訪れる外国人利用者への対応の検討のほか、新たに運

転免許返納者割引導入の促進を追求。

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

優良タクシー乗り場への不正入構、マスタース制度における不正表示、飲酒・酒酔い又は酒気帯び運転、無免許運転、無車検運行、タクシーメーター検定不受検等、個人タクシー事業者としてあるまじき行為の撲滅及び会員の処分等に関する規則の厳格運用

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

III. 事業者の相互扶助を図るための共済事業

定期健康診断の受診の徹底、再診者に対する指導の強化、総合的健康管理の啓蒙活動の推進。

IV. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行事業

V. その他

シェアリングエコノミーによる白タク行為の合法化の断固阻止への継続的取り組み。

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るための使命を果たすべく、一歩邁進して頂きたいと切に願います。



## 接客マナーコンテスト 本選会

## 目と心でお客様の状況を読み取る力を

3月28日(水)、(一社)全国個人タクシー協会関東支部において、予選会・準本選会を勝ち抜いた各都県協会の代表13名による「接客マナーコンテスト本選会」が行われました。年々レベルが上がり接戦の続くロールプレイングの結果、最優秀賞1名、優秀賞1名、特別賞3名及び健闘賞が決定しました。

7回目を迎えた本選会は、社会的要 審査となりました。

請でもあるユニバーサルドライバーを 各賞発表の後、プロからのアドバイ  
視点に据えた「キャリーバッグを持つ スとして、審査員のインストラクター・  
た、杖を利用する足の不自由なお客 松橋真理子さんより「2020年には  
様」に対するロールプレイング実技の インバウンドのお客様が4千万人と  
予想され、さらにはビジネスや

ちよつとした旅行にもキャリー

バッグを持ち歩く方が増えてい  
ます。このキャリーバッグの扱  
いについて、注意点を申し上げ  
ます。大半の方が、トランクから

キャリーバッグを降ろした後に  
親切心からさっとハンドルを上  
に持ち上げてお渡しされていま

した。しかし、キャリーバッグの  
ハンドル部分は安定性に不安も  
ありますし、お客様の使用状況

によっては調子が悪くなってい  
るものもあるかもしれません。  
『ハンドルをお出ししてよろし

いですか』と必ず声をかければ、  
後々のトラブルを避けることに  
繋がると思います。

とはいえ、サービスには正解  
はないと思います。

本選会出場者の皆さん

## 入賞者の喜びの(声)

## 優秀賞

東個協・荒川支部  
長谷部 豊さん

普段の営業からお客様とのやりと

りを大切にして、お客様が優しいと感  
じられるような対応を行うことを心  
掛けてきました。全国大会までの一年

間で、今回アドバイスいただいた内容  
を肝に銘じ、この緊張感を忘れないよ  
うに日々の営業を続けたいと思いま

す。個人タクシーとしてお客様に選ん  
でいただけるように、これからも頑張  
りたいと思います。

## 入賞者一覧

最優秀賞 ● 泉 龍之さん (川崎第一協組)  
優 秀 賞 ● 長谷部豊さん (東個協・荒川支部)  
特 別 賞 ● 内藤庸俊さん (東個協・墨東支部)  
上村博史さん (神奈川協組)  
福島登士彦さん (東個協・武三支部)

## 計報

\*3月

氏名 所属団体

石井 豊彦 (東個協・荒川)

羽生田 隆 (東個協・板橋第二)

高浦 正弘 (東個協・大田第二)

大友 貞夫 (東個協・葛飾第二)

廣瀬 清人 (東個協・練馬)

渡邊 信也 (東個協・武三)

吉川 史彦 (都営協・新東京)

鈴木 守明 (都営協・東京旅客)

大上 宏 (都営協・自交総連)

享年

66

71

70

72

69

64

70

70

64

病名

肺炎

胆管癌

肺がん

肝臓癌

虚血性心疾患

胆管癌

心筋梗塞

心筋梗塞

心臓麻痺

## 不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

(件)

| 発生月     | 警告事案 | 処分事案 | 処分事案(加重) | 合計 |
|---------|------|------|----------|----|
| 平成30年2月 | 20   | 4    | 1        | 25 |

## 処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

平成30年3月報告分

| 会員  | 団体名   | 氏名  | 発生日      | 発生場所       | 対象行為  | 加重 | 処分内容                      |
|-----|-------|-----|----------|------------|-------|----|---------------------------|
| 都営協 | さくら支部 | T-T | H30.1.29 | 新橋一丁目交差点周辺 | 乗り場無視 |    | 表示灯使用停止<br>換金停止<br>無線配車止め |

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成30年3月中に処分内容の報告があったもの  
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

## 個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

## なぜ法を守れない

本当にいいの! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

## 健康診断(11項目)受診義務化

## Ⅱ夜型稼働は年2回Ⅱ

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の通達が今般一部改正され、個人タクシー事業者においても1年以内ごとに1回、定期に、11項目の健康診断を受診することが義務付けられました。

これまでも自動車運送事業者には乗務員の健康状態を把握することが義務付けられていましたが、「乗務員」に個人タクシー事業者が含まれるか否かが不明確でした。

今般、自動車運送事業者の長時間労働や、運転者の疾病等に起因する事故が問題になっていることから、運転者の健康状態の把握等が確実に行われるよう「乗務員」に個人タクシー事業者が含まれることが明記、明確化され、具体的には労働安全衛生規則に規定する次の健康診断を受診することが義務化されました。

## ○定期健康診断

1年以内ごとに1回、定期に、11項目の健康診断を受診する(全事業者)

## ○特定業務従事者の健康診断

深夜業を含む事業者は6カ月以内ごとに1回、定期に、11項目の健康診断を受診する(該当事業者)

※「深夜業を含む業務」とは、業務の状態として深夜業(22時～翌5時)を1週1回以上又は1カ月に4回以上行う業務をいいます。なお、業務時間の一部が深夜業の時間帯に掛かっている場合は対象となります。

## 健康診断の検査項目

|   | 検査項目                      | 注     |
|---|---------------------------|-------|
| ① | 既往歴及び業務歴の調査<br>(喫煙歴及び服薬歴) | ※1    |
| ② | 自覚症状及び他覚症状の有無の検査          |       |
|   | 身長                        | ●1    |
|   | 体重                        |       |
| ③ | 腹囲                        | ●2 ※2 |
|   | 視力                        |       |
|   | 聴力                        | ●3    |
| ④ | 胸部エックス線検査                 | ※4    |
|   | 喀痰検査                      | ●4    |
| ⑤ | 血圧の測定                     |       |
| ⑥ | 貧血検査                      | ●2    |
| ⑦ | 肝機能検査                     | ●2    |
| ⑧ | 血中脂質検査                    | ●2    |
| ⑨ | 血糖検査                      | ●2 ※3 |
| ⑩ | 尿検査                       |       |
| ⑪ | 心電図検査                     | ●2    |

## 《定期健康診断の省略基準》

- 1: 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
- 2: 40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可
- 3: 1000及び4000ヘルツの音を聞いて、オーディオメーターで検査する必要がありますが、45歳未満(35、40歳を除く)の者については、他の検査方法(音叉など)に代えることができます。
- 4: 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれのないと診断された者について医師の判断により省略可

※1: 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取

※2: ●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の診断に基づき省略可

※3: 血糖検査については、糖化ヘモグロビンA1cの検査によることも差し支えない。また、糖化ヘモグロビンA1cの検査結果の表記はNGSP値を用いる。

※4: 40歳未満の者については、以下のア～ウ以外の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可

ア 5歳毎の節目(20歳、25歳、30歳及び35歳)の労働者

イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者

ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

## 《特定業務従事者に対する健康診断の省略基準》

定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、以下により検査項目を省略可

①年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法で良いことになっています。

②貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査について、年2回のうち1回は、医師が必要でないと認める時は省略することができます。

## 警視庁主催

高齢タクシードライバー  
交通安全教室開催

高齢タクシードライバーによる交通事故の抑止対策の一つとして4月11日(水)午後1時より、「高齢タクシードライバー交通安全教室」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、66歳から84歳の個人タクシー事業者15名が参加し、テストコースにおける実技と座学、事故検証等を通して安全運転の基本を再確認しました。

開会の挨拶として交通安全対策第一係長の工藤警部より「警視庁として、皆さんが事故を起こさないために出来る事の協力は惜しみません。今日の教室も、ぜひ実りあるものとして下さい」との言葉がありました。交通安全教室では、指導員が同乗してテストコースを走行し、映像で自分の走行状況を確認。対向車両に譲られて右折する際のサンキュー事故の可能性等、改めて基本の大切さを学びました。また事故検証では右直事故を再現し、目測によるスピードが位置や車種によって異なることを確認し、教室は終了しました。

